

「市民と図書館～ともに図書館のすそ野を広げていくために～」

第1部 『市民の図書館』の振り返りと市民が語る図書館への思い

「公共図書館は『市民の図書館』となっているか？」

岡本正子（川崎市市民・図書館利用者、図書館政策企画委員会委員）

1. 自己紹介

川崎市は、南北に長い形で7区、人口155万人の政令指定都市です。東側に多摩川を挟んで東京都と接しています。JR南武線が南北を貫いています。

私は、一番北の西にある麻生区に住んでいます。市庁舎のある川崎区まで行くには1時間はかかります。一方で、麻生区、多摩区には、東西方向に小田急線があり、新宿まで30分で行けます。また、少し南の宮前区、高津区には、東急田園都市線が東西に走り、やはり都心まで近い。川崎市は、京浜工業地帯として発達してきた南部と、都心のベッドタウンとして発展した北部で文化が違います。私のような北部の住民は、川崎都民と言われていました。

私は、大阪生まれの大阪育ちで、結婚を機に川崎市民になりましたが、麻生区に住むようになって近くの麻生図書館に出会うまで、公共図書館を使ったことがありませんでした。

2. 川崎の文化と図書館を発展させる会の活動

詳細は、「みんなの図書館」2023年6月号 「月刊社会教育」2024年2月号 に掲載させていただきますので、ご参照ください。

① 神奈川県立川崎図書館の廃館問題 2012年

➡県立川崎図書館の熱心な利用者と、元県立図書館司書さんが川崎市の市民活動の関係者を中心に応援依頼、「川崎の文化と図書館を発展させる会」設立

2013年廃館の撤回（県立図書館問題については、横浜市を中心にした活動団体あり）

2018. 5. 川崎市溝の口K S P（かながわサイエンスパーク）に移転 再開館

② 宮前図書館、宮前市民館の移転問題 2018年頃～

請願活動：人口23万人の宮前区に2館目の図書館を直営で 2020.3.

➡教育委員会の回答「公共施設は、今以上増やせない。指定管理者制度については、ゼロベース」

③ 「今後の市民館・図書館のあり方」策定 2021, 3,

策定の目的：「概ね10年後を見据えた理念を掲げ」「施設運営や整備の方向性を示す」

「あり方」懇談会に市民公募として参加。学識経験者3人も参加したが、懇談会はコンサルを中心に進められ、図書館の充実についての議論は行われず、一方的に意見を出すワークショップ形式で終わった。（資料として、箇条書きの意見のみ掲載）

陳情活動：図書館の充実を➡陳情審査は不採択、「あり方」承認 2021. 1.

④ 社会教育委員会議

2016. 3. 平成26・27年度 社会教育委員会議研究報告「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設

を求めて—市民館・図書館のあり方を中心に—」 まとめにあたり—「当面、指定管理者制度の導入の必要は見当たらない」と報告

2016. 5. 図書館協議会廃止

2016. 6. 社会教育委員会議図書館専門部会 設置

2022. 8. 8. 第3回定例会 指定管理者制度導入について、委員が議論を求めたが、できなかった

2022. 10.7. 第4回定例会以降、「その他」での緊急動議は、事前に意見として出すように各委員に通知された。

⑤ 「市民館・図書館の管理運営の考え方」2022.8.

8月26日 川崎市議会・文教委員会にて

陳情活動：指定管理者制度導入に反対する陳情審査が、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」と同時に審議、陳情は不採択、「考え方」は承認

⑥ 「指定管理者制度導入に向けた条例改正」

・中原市民館・高津市民館・橘分館 2023, 9月議会

・多摩市民館・麻生市民館・岡上分館・麻生図書館・柿生分館 2024. 9月議会

※川崎市教育委員会は市民館・図書館への指定管理者制度導入について「行政が判断すること」で市民の意向は「不要」と考えていた（2023.10. 6. 読売新聞）

⑦ 教育委員会事務局 生涯学習推進課との交渉

図書館のこと（予算、人事、運営など）だれが、どこで決めるのか？

教育委員会、生涯学習推進課、図書館の関係者・・・→市の方針が公表されるまでは関われない、公表されたら変えられない

⑧ 社会教育を考える川崎の会 2023.5. 発足

市民館（公民館）を学ぶ、住民自治を学ぶ、市政活@かわさき（市政について学ぶ会）

3, 川崎市での市民の図書館活動（麻生区を中心にかかわった活動）

① 「図書館フォーラム・かわさき～図書館を考える川崎市民と職員、教職員の集い～」1997年発足 2015年まで活動

※日韓草の根図書館交流「川崎市—富川（プチョン）市図書館交流」（2006～2016年）

② 「かわさきの図書館ともの会」2004年設立

③ 麻生区「私設ゆりがおか児童図書館」1976年開設 2012年閉館

④ 川崎市立麻生図書館 1985年開館

読み聞かせボランティア「おはなしたまてばこ」1986年設立

麻生図書館の職員からは、指定管理者制度導入についてなにも聞けなかった（職員も知らされていない？）

⑤ 川崎市立図書館おはなし会ボランティア連絡会（川崎市立図書館主催：毎年1回開催）

令和6（2024）年6月、指定管理導入に関する申し入れをしようとして断念

4, その他の活動

2020. 9. ～ 情報公開制度を活かす川崎市民の会（共同代表）

2023. 10. 4. 川崎市教育委員会公文書（音声データ）開示請求拒否処分取消請求事件
横浜地裁 勝訴

2024. 4. 24. 東京高裁 勝訴 川崎市教育委員会控訴断念、勝訴確定

2024 年度、2025 年度 麻生市民館自主企画事業 実施

2026 年度 麻生市民館自主学級申請

2026 年 4 月～ 川崎市麻生市民館・麻生図書館 指定管理者による運営開始

指定管理者：あさお・未来共創パートナーズ

- ・アクティオ株式会社
- ・公益財団法人川崎市生涯学習財団
- ・株式会社サイオー
- ・株式会社図書館流通センター

5, 今思うこと

「本に手を出す、読む、今まで知らなかったことに気付く。あるいは、自分が今までできないと思っていたことをやり出す。」

「この時、何をすべきか」（2000.5. 28. 京大会館での講演を一部、削除・加筆・訂正した）より
前川恒雄さんの古稀を祝して『いま、市民の図書館は何をすべきか』

前川恒雄先生古稀記念論集刊行会／編 出版ニュース社 2001

図書館運動を経験し、出会った人や情報をきっかけに図書館でいろいろな本を借りて読んだ。読み聞かせボランティアをしていただけでは、図書館がなんのためにあるか意識したことはなかったが、運動の中で図書館の大事な存在意義「市民が自立して考えるため」「民主主義の砦」を知った。

しかし、住民自治について意識したのは、市民館で社会教育を学ぶ過程だった。川崎市は、市民が主役の市民自治を確立するため「情報共有」「参加」「協働」を3つの基本原則として「川崎市自治基本条例」を定めている。その情報共有が、現実には実行されていないことを、図書館運動を経験して思い知った。同時に川崎市には、住民自治を求めて活動している市民がいることも知る。そして、図書館も市民館も、住民自治のための社会教育施設であると腑に落ちるが、川崎市の市民の中に住民自治が根付いていないことも意識するようになった。

川崎市民が、住民自治を自分のものとするために図書館はどのように寄与できるか、市民と図書館の協働が実現できるか、指定管理者制度に移行する図書館とも付き合いながら、考えたい。

私たちは、二度と戦争をしない国をつくるために憲法を定め、図書館、公民館を作ってきたのではなかったか。その意味を再認識したい。

日本国憲法

前文より「日本国民は・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

第12条より「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」